

## 教育の質の向上を図る学校支援経費の取組み区分

### 【小・中・高・特】

取組区分	対象となる事業	補助単価又は補助上限
(1) 次世代を担う人材育成の促進	グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、プログラミング・情報モラルを含めた情報活用能力の育成等を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	600,000円
(2) 次期学習指導要領に向けた取組の促進	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のための教員の資質・能力向上のための教員研修、学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進、新たな教科に対応した教育方法の開発等の取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	560,000円
(3) 教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	600,000円
(4) 職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進	職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験及び地域社会や産業界等と連携・協同した取組の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	300,000円
(5) 健康・安全・食に関する教育の推進	災害・防災に関する学習、災害発生時に命を守るためにの学習、学校安全の推進、食育に関する取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	600,000円
(6) 特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校であること。	560,000円
(7) チーム学校の推進	私学におけるチーム学校を進めるための多様な専門スタッフや外部人材等の活用、地域に根差した取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	600,000円